

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和7年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

役職	常勤・非常勤の別	報酬額	備考
理事長	非常勤	5,760,000 円	
理事	非常勤	10,000 円	
理事	非常勤	20,000 円	
理事	非常勤	20,000 円	
理事	非常勤	20,000 円	
監事	非常勤	140,000 円	
監事	非常勤	90,000 円	

※非常勤役員への賞与、諸手当（通勤手当を含む。）は支給しておりません。

2 退職金額

※役員への退職金は支給しておりません。